る指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において指定共生型通所介護相当サービスを行つた場合は、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、指定共生型通所介護相当サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において指定共生型通所介護相当サービスを行つた場合は、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定する。

別表第２号イの注書各号列記以外の部分中「、エ」を「、オ」に、「、オ」を「、カ」に、「カ」を「キ」に改め、同号ウの注書各号列記以外の部分中「各号に掲げる」を「各号の」に、「カ」を「キ」に改め、同号ウの注書第５号中「ア注書第１項ただし書に規定する場合に」を「利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第２３号に規定する基準のいずれにも」に改め、別表第２号シの注書各号列記以外の部分中「市長が別に定める」を削り、「第４号の２」を「第１３７号において準用する第４８号の２」に改め、「の例による基準」を削り、「に掲げるいずれか」を「のいずれか」に改め、同表第２号シを同号セとし、同号サの注書各号列記以外の部分中「改正前の基準第１１２号」を「厚生労働大臣が定める基準第１３６号」に、「改正前の基準第４号」を「第４８号」に改め、「（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）」を削り、「従い、次の」を「従い、令和６年３月３１日（第４号及び第５号については、令和４年３月３１日）までの間、次の」に、「に掲げるいずれか」を「のいずれか」に改め、同表第２号サを同号スとし、同号コを次のように改める。

サ　口腔・栄養スクリーニング加算

（注）　厚生労働大臣が定める基準第１０７号の２に規定する基準に適合する指定通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行つた場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においては、算定しない。

⑴　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　２０単位

⑵　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位

別表第２号サの次に次のように加える。

シ　科学的介護推進体制加算　４０単位

（注）　次の各号のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し指定通所介護相当サービスを行つた場合は、１月につき所定単位数を加算する。

⑴　利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

⑵　必要に応じて指定通所介護相当サービス個別計画を見直す等、指定通所介護相当サービスの提供に当たつて、前号に規定する情報その他指定通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

別表第２号ケを次のように改める。

コ　生活機能向上連携加算

（注）　厚生労働大臣が定める基準第１５号の２に規定する基準（この場合において、同号中「通所型サービス事業所」とあるのは「指定通所介護相当サービス事業所」と、「通所型サービス（法第１１５条の４５第１項第１号のロに規定する第１号通所事業所のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条の規定による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）」とあるのは「指定通所介護相当サービス」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、第１号については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、第２号については、１月につき、次の各号のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、ウを算定している場合においては、第１号は算定せず、第２号は１月につき１００単位を所定単位数に加算する。

⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位

⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位

別表第２号クの注書各号列記以外の部分を次のように改める。

（注）　厚生労働大臣が定める基準第１３５号において読み替えて準用する第２３号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定通所介護相当サービスを行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じ、１月につき次の各号に掲げる区分に従い所定単位数を加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

別表第２号クの注書第１号中「（Ⅰ）イ」を「（Ⅰ）」に改め、同表第２号クの注書第１号ア中「７２単位」を「８８単位」に改め、同表第２号クの注書第１号イ中「１４４単位」を「１７６単位」に改め、同表第２号クの注書第２号中「（Ⅰ）ロ」を「（Ⅱ）」に改め、同表第２号クの注書第２号ア中「４８単位」を「７２単位」に改め、同表第２号クの注書第２号イ中「９６単位」を「１４４単位」に改め、同表第２号クの注書第３号中「（Ⅱ）」を「（Ⅲ）」に改め、同表第２号クを同号ケとし、同号キの注書中「改正前の基準」を「厚生労働大臣が定める基準第１３４号において読み替えて準用する」に改め、「（この場合において、同号中「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは、「指定通所介護相当サービス事業所」とする。）」を削り、「ウからオまで」を「ウ、オ又はカ」に改め、同表第２号キを同号クとし、同号カの注書各号列記以外の部分中「改正前の基準」を「厚生労働大臣が定める基準第１３３号において読み替えて準用する」に、「、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは、「指定通所介護相当サービス」を「厚生労働大臣が定める基準第１３３号中「介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の通所型サービス費のハの注若しくはへの注に掲げる基準又はトの注」とあるのは「総合事業の費用の額に関する要綱別表第２号ウの注書若しくはオの注書に掲げる基準又はカの注書」に、「に掲げる

単位数」を「のいずれかの単位数」に、「、エ」を「、オ」に、「オ」を「カ」に改め、「また、次の各号に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。」を削り、同号カを同号キとし、同号オを次のように改める。

カ　口腔機能向上加算

（注）　厚生労働大臣が定める基準第１３２号において読み替えて準用する第２０号に規定する基準（この場合において、厚生労働大臣が定める基準第１３２号中「介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）別表単位数表の通所型サービス費のト」とあるのは、「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第１号事業に要する費用の額に関する要綱（平成２９年宇治市告示第４７号。以下「総合事業の費用の額に関する要綱」という。）別表第２号カ」とする。）に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、これらの利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下このカ及びキにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次の各号のいずれかの加算を算定している場合においては、次の各号に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）　１５０単位

⑵　口腔機能向上加算（Ⅱ）　１６０単位

別表第２号エ中「１５０単位」を「２００単位」に改め、同号エの注書各号列記以外の部分中「各号に掲げる」を「各号の」に、「エ及びカ」を「オ及びキ」に改め、同号エの注書第２号中「、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下このエにおいて「管理栄養士等」という。）」を「、管理栄養士等」に改め、同表第２号エの注書第３号中「管理栄養士等」を「、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等」に改め、同表第２号エの注書第５号中「ア注書第１項ただし書に規定する場合に」を「利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第２３号に規定する基準のいずれにも」に改め、別表第２号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ　栄養アセスメント加算　５０単位

（注）　次の各号のいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下このエにおいて同じ。）を行つた場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

⑴　指定通所介護相当サービス事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。

⑵　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下オにおいて「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

⑶　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たつて、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

⑷　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が通所介護費等算定方法第２３号に規定する基準のいずれにも該当しない指定通所介護相当サービス事業所であること。

別表第３号ア中「２３１単位」を「２３２単位」に改め、同号アの注書第２項中「と同一の建物」を「と同一の建物（以下この項において「同一敷地内建物等」という。）」に、「建物の」を「建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する」に改め、同号ウの注書各号列記以外の部分中「改正前の基準第１００号」を「厚生労働大臣が定める基準第１３０号」に、「改正前の基準第４号」を「第４８号」に改め、「（この場合において、同号中「介護職員処遇改善加算」とあるのは「介護職員処遇改善相当加算」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定生活支援型サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）」を削り、「、１回」を「令和６年３月３１日（第４号及び第５号については、令和４年３月３１日）までの間、１回」に、「に掲げるいずれか」を「のいずれか」に改め、同表第３号エの注書各号列記以外の部分中「市長が別に定める」を削り、「第４号の２」を「第１３１号において読み替えて準用する第４号の２」に、「の例による基準」を「（この場合において、厚生労働大臣が定める基準第１３１号中「訪問型サービス事業所」とあるのは「指定生活支援型訪問サービス事業所」と、「訪問型サービス（法第１１５条の４５第１項第１号のイに規定する第１号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第５条の規定による改正前の法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）」とあるのは「指定生活支援型訪問サービス」とする。）」に、「に掲げるいずれか」を「のいずれか」に改める。

別表第４号ア中「２９６単位」を「２９９単位」に改め、同号キの注書各号列記以外の部分中「市長が別に定める」を削り、「第４号の２」を「第１３７号において準用する第４８号の２」に改め、「の例による基準」を削り、「に掲げるいずれか」を「のいずれか」に改め、同表第４号キを同号クとし、同号カの注書各号列記以外の部分中「改正前の基準第１１２号」を「厚生労働大臣が定める基準第１３６号」に、「改正前の基準第４号」を「第４８号」に改め、「（この場合において、同号中「介護職員処遇改善加算」とあるのは「介護職員処遇改善相当加算」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定短時間型通所サービス事業所」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」とする。）」を削り、「、１回」を「令和６年３月３１日（第４号及び第５号については、令和４年３月３１日）までの間、１回」に、「に掲げるいずれか」を「のいずれか」に改め、同表第４号カを同号キとし、同号オを次のように改める。

オ　生活機能向上連携加算

（注）　厚生労働大臣が定める基準第１５号の２に規定する基準（この場合において、同号中「通所型サービス事業所」とあるのは「指定短時間型通所サービス事業所」と、「通所型サービス（法第１１５条の４５第１項第１号のロに規定する第１号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条の規定による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護

に相当するサービスをいう。）」とあるのは「指定短時間型通所サービス」とする。）に適合しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、第１号については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１回につき、第２号については、１回につき、次の各号のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、エを算定している場合においては、第１号は算定せず、第２号は１回につき１７単位を所定単位数に加算する。

⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１７単位

⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　３５単位

別表第４号オの次に次のように加える。

カ　科学的介護推進体制加算　７単位

（注）　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定短時間型通所サービス事業所が、利用者に対し指定短時間型通所サービスを行つた場合は、１回につき所定単位数を加算する。

⑴　利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

⑵　必要に応じて短時間型通所サービス個別計画を見直す等、指定短時間型通所サービスの提供に当たつて、前号に規定する情報その他指定短時間型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第１号事業に要する費用の額に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う第１号事業について適用し、同日前に行つた第１号事業については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の日から令和３年９月３０日までの間における改正後の別表第１号アからウまで、別表第２号ア、別表第３号ア及び別表第４号アに規定する所定単位数は、当該所定単位数の１０００分の１００１に相当する単位数を算定する。

（掲示済）

宇治市告示第４０号

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和３年３月３１日

宇治市長　松村　淳子

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成２９年宇治市告示第４４号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４３条」を「第４３条の３」に、「第６１条」を「第６１条の３」に、「第６２条」を「第６２条・第６３条」に改める。

第２条中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　指定共生型訪問介護相当サービス　指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が提供する指定訪問介護相当サービスをいう。

第２条に次の１号を加える。

⑷　指定共生型通所介護相当サービス　指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この号において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。）の事業を行う者が提供する指定通所介護相当サービスをいう。

第３条第１項中「この条」を「この条及び第６２条」に改め、同条第３項中「、責任者を設置すること等必要な」を「、必要な」に、「実施すること」を「実施する」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条に次の１項を加える。

４　事業者は、指定訪問介護相当サービス又は指定通所介護相当サービスを提供するに当たつては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２７条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

第２９条に次の１項を加える。

４　指定訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定訪問介護相当サービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２９条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２９条の２　指定訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護相当サービス

を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定訪問介護相当サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画を周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。

第３０条に次の１項を加える。

３　指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

⑵　指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　指定訪問介護相当サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第３１条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　指定訪問介護相当サービス事業者は、重要事項に関する規程等を指定訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第３３条の２を次のように改める。

（不当な働きかけの禁止）

第３３条の２　指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第１１５条の４５第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該介護予防サービス計画等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行つてはならない。

第３６条見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の１項を加える。

２　指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

第３７条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第３７条の２　指定訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

⑵　指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定訪問介護相当サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４３条の次に次の２条を加える。

（指定共生型訪問介護相当サービスの基準）

第４３条の２　指定共生型訪問介護相当サービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第５条第１項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第４条第１項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び指定共生型訪問介護相当サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

⑵　指定共生型訪問介護相当サービスの利用者に対して適切な指定共生型訪問介護相当サービスを提供するため、指定訪問介護相当サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定共生型訪問介護相当サービスの事業の準用）

第４３条の３　第５条、第６条（第１項を除く。）、第７条及び第９条から第４３条までの規定は、指定共生型訪問介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第６条第２項中「利用者（」とあるのは「利用者（指定共生型訪問介護相当サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護相当サービス及び」とあるのは「指定共生型訪問介護相当サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第５０条中第１１号を第１２号とし、第１０号の次に次の１号を加える。

⑾　虐待の防止のための措置に関する事項

第５１条に次の２項を加える。

４　指定通所介護相当サービス事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

５　指定通所介護相当サービス事業者は、適切な指定通所介護相当サービスを提供するため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第５３条に次の１項を加える。

２　指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第５４条第２項中「、当該指定通所介護相当サービス事業所」を「、指定通所介護相当サービス事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の３号を加える。

⑴　指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及び